

件 名	後期高齢者医療制度をはじめ高齢者医療制度改悪の中止・撤回に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区東向島二丁目１１番１３号 土建会館内 墨田社会保障推進協議会 代表委員 関 野 啓 一 外３人			
受理年月日	平成１９年１１月１６日	受理番号	第１４号	

要 旨

下記事項について、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。

- 後期高齢者医療制度を中止・撤回すること。
- ７０歳から７４歳までの窓口負担の引上げ（１割→２割）を中止すること。
- 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

(理 由)

今、区民の中に２００８年４月実施予定の「後期高齢者医療制度」に対する不安と怒りが急速に広がっています。既にいくつかの広域連合が保険料の試算をしていますが、国が当初発表していた年７４，４００円よりも相当高い保険料が試算されており、介護保険料と合わせると非常に高額な負担になります。

後期高齢者の２割以上が年金から天引きできない普通徴収であり、介護保険料でも多くの滞納者が生まれているように、後期高齢者医療保険で滞納者が生まれることは確実です。１年間の滞納で資格証明書発行、１年半の滞納で医療給付差止めになるなど、厳しいペナルティーを設けていますが、このようなペナルティーを科すことは生存権そのものを脅かすものにほかなりません。

今、国会与党内では７０歳から７４歳までの窓口負担引上げと後期高齢者医療制度の一部を含む高齢者医療の負担増凍結に向けて、早急に結論を得るべく検討が進められているとのことですが、この間の報道を見てもその内容は極めて不十分なものであり、後期高齢者医療制度の根本的な問題を何一つ解決するものではありません。

問題だらけの後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める声が全国で巻き起こるのは当然であり、このまま来年４月の実施を迎えることは絶対に認められません。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上